

令和2年4月13日

保護者様

横浜市立西前小学校  
校長 須貝 広幸

## 令和2年度 学校納入金についてのお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本年度も、学校納入金を銀行個人口座による自動引き落としをお願い致します。

引き落とし業務は、《湘南信用金庫藤棚中央支店》(tel322-4001)に委託しております。兄弟姉妹は同一口座で構いません。

引き落としは、昨年度と同様、年3回とします。

2回とも残高不足等で引き落としがされなかった場合は現金集金とさせていただきます。残高をご確認いただき、確実に引き落としができますよう、口座への入金をよろしくお願い致します。

(毎回、一人につき36円の引き落とし手数料がかかります。)

○引き落とし月 5月、9月、1月の3回です。

【5月22日(金)(6月5日)、9月4日(金)(9月18日)、1月5日(火)(1月15日)】

( )は、1回目に引き落としができなかった2回目の引き落とし日となります。

学校納入金の種類と金額は次の通りです。お間違えのないようよろしくお願い致します。

### 【学校納入金の種類と金額】

費 目	納 入 金 額	引き落とし月	備 考
PTA会費	500円 (1ヶ月)	5月 2,000円 (4ヶ月分) 9月 2,000円 (4ヶ月分) 1月 2,000円 (4ヶ月分)	年間12ヶ月分 一世帯一口で、下学年からの集金です。
安全教育振興会費	500円	5月 500円	年1回一世帯一口で、下学年からの集金です。
賠償責任補償制度	131円	5月 131円	年1回、児童一人につき集金させていただきます。
学 年 費	4・5組	6,600円(11ヶ月分)	5月 9月 1月 学年で一括して今年度購入する教材費に使います。 *1年生は入学時購入品費(3,090円)を含めた金額です。
	1年	11,420円(11ヶ月分)	
	2年	8,250円(11ヶ月分)	
	3・4年	9,350円(11ヶ月分)	
	5・6年	9,900円(11ヶ月分)	
体験学習 修学旅行費	4年、5年の体験学習の費用は、引き落とし日の関係で現金集金を予定しています。 6年の日光修学旅行の費用と集金方法については、学年だよりで連絡いたします。		

※引き落としには手数料36円がかかります。

※就学援助を申請して認定された家庭につきましては、自動引き落としまたは現金徴収がなされない場合に、それを学校納入金として充当させていただきます。

次ページに承諾についてのお知らせがあります。

ほごしゃ みなさま  
保護者の皆様

## こどもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

もんぶかがくしょうによれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和2年 横浜市教育委員会

### 児童虐待防止法等に関する法律

#### 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

#### 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

# 子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額とっていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和2年 横浜市教育委員会

## 関連法規

### 刑法第222条（脅迫罪）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 刑法第223条（強要罪）

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

### 刑法第249条（恐喝罪）

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

# 子どもたちの健全な社会性を育てるために ～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い～

## I ねらい

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

ねん 度 年 度	へいせい ねんど 平成26年度	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成 29年度	へいせい ねんど 平成30年度
はっせいけんすう 発生件数	850件	929件	851件	1,035件	794件

## II 内容

子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者をお願いします。

## III 運用について

- 学校は、子どもが心をつまづきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

## IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うものであり、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。